久喜市教育委員会令和４年６月定例会

開催月日　令和４年６月２８日（火曜日）
開催場所　鷲宮総合支所３階　庁議室１・２
開会時刻　午後１時３０分
閉会時刻　午後２時４５分

久喜市教育委員会令和４年６月定例会議事日程
第　１　署名委員の指名
　　書記の指名
　　会議時間の決定
第　２　前回会議録の承認
第　３　教育長報告
　　ア　久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
　　イ　久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
　　ウ　第３期久喜市教育振興基本計画（案）の策定状況について
第　４　協議事項
　　ア　公民館のコミュニティセンター化について
第　５　その他
　　次回定例会について
配布資料　教育長報告、第３期久喜市教育振興基本計画（案）、協議事項
会議の公開・非公開　一部非公開（人事案件のため）

教育長及び出席委員　４名

教育長	柿　沼　光　夫	教育長職務代理者	諸　橋　美津子
委　員	山　中　大　吾	委　員	小野田　真　弓
委　員	渋　谷　克　美		

欠席委員　なし

事務局

教育部長	野　原　　隆
教育部副部長	斧　田　直　樹
参事兼教育総務課長	榊　原　俊　彦
参事兼指導課長	川羽田　恵　美
参事兼生涯学習課長	小森谷　　修
参事兼中央公民館長	須　田　　諭
学務課長	関　口　智　彰
学校給食課長	小　林　喜　則
文化財保護課長	堀　内　謙　一

教育総務課

課長補佐兼係長	森　田　和　美
主任	宮　道　未　央

傍聴者　なし

午後　１時３０分

◎開会の宣言

○**教育長（柿沼光夫）**　皆さん、こんにちは。

先週あたりから気温が急上昇し、まだ６月というのに猛暑の日が続いておりますが、昨日、関東地方は過去最も早い梅雨明けとなりました。異例の早さで真夏を迎えることになり、熱中症が危惧されます。

一方、新型コロナウイルス感染症によるマスクの着用も２年半に及び、マスクをすることが日常となっております。いまだ収束はしておりませんが、国や県の通知に基づき、命の危険がある熱中症対策を優先するため、各学校では体育の授業や運動部活動の際、あるいは登下校のときにはマスクを外すよう指導しているところでございます。

早速でありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員４名と私を含め５名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第３項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和４年６月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**教育長（柿沼光夫）**　これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○**教育長（柿沼光夫）**　本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名委員の指名

○**教育長（柿沼光夫）**　日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第 22 条第２項の規定により、教育長において指名させていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○**教育長（柿沼光夫）**　会議録作成者は、教育総務課、森田課長補佐にお願いします。

◎会議時間の決定

○**教育長（柿沼光夫）**　会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）**　異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○**教育長（柿沼光夫）**　日程第２、前回会議録の承認を求めます。

令和４年５月 23 日に開催いたしました令和４年５月定例会の会議録につきましては、

あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫）　異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第３、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからウの３件でございます。

教育長報告ア及びイにつきましては、人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫）　異議なしと認めます。

よって、これより会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫）　暫時休憩いたします。

午後　１時３２分　　休　　憩

午後　１時３２分　　再　　開

○教育長（柿沼光夫）　再開いたします。

◎教育長報告　ア

○教育長（柿沼光夫）　初めに、ア、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告　イ

○教育長（柿沼光夫）　続きまして、イ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

学務課長。

〔非公開案件につき省略〕

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫）　傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後　１時４１分　　休　　憩

午後　１時４１分　　再　　開

○**教育長（柿沼光夫）**　再開いたします。

◎教育長報告　ウ

○**教育長（柿沼光夫）**　それでは、ウ、第３期久喜市教育振興基本計画（案）の策定状況についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○**参事兼教育総務課長（榊原俊彦）**　それでは、教育長報告ウの第３期久喜市教育振興基本計画（案）の策定状況につきまして、ご報告いたします。

別冊資料の第３期久喜市教育振興基本計画（案）を御覧ください。これまで本年４月及び５月の定例会におきまして、現在策定中の令和５年度を始期とする第３期久喜市教育振興基本計画素案の策定資料をお示しし、その策定状況をご報告してまいりました。明日、第６回久喜市教育振興基本計画策定委員会にてパブリック・コメント、すなわち市民の皆様にご意見を伺う段階の計画案をまとめる予定でございますが、その前に教育委員の皆様に策定状況をご報告させていただくとともに、疑問点等がございましたらお聞きできればと考えております。

なお、パブリック・コメントの実施時期でございますが、来週７月８日金曜日から８月７日日曜日までの１か月間を予定し、意見の募集期間や提出方法等につきましては、「広報くき」７月号や市ホームページにて周知を図ってまいります。今後も本計画の策定状況につきましては適宜ご報告をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○**教育長（柿沼光夫）**　ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

お手元に第３期の計画（案）があるかと思いますので、その中からお気づきの点がありましたら、遠慮なくお申し出いただきたいと思います。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）**　大きい項目で７点あるのですが、１点ずつお伺いしてもよろしいですか。それともまとめての方がよろしいですか。

○**教育長（柿沼光夫）**　どうしますか。１件ずつか、まとめてか。

○**参事兼教育総務課長（榊原俊彦）**　まとめてお願いします。

○**教育長（柿沼光夫）**　まとめてお願いします。

○**委員（渋谷克美）**　それでは、ページから申し上げていきます。62 ページのインクルーシブ教育体制の充実に関連いたしまして、本市におきます発達障がいの可能性が疑われる児童生徒の割合はどの程度なのか、直近の数字をお伺いしたいと思います。

それから、この中に特別支援学級への専門性のある教員、特別支援教育指導員というのがございますが、こうした特別支援学級への専門性のある教員の配置状況はどうなって

いるのか。ここで２点伺いたいと思います。

それから、隣のページ、63 ページの日本語教育の推進に関連いたしまして、これは外国籍の子どもを対象にしているかと思うのですが、こういった中でいわゆる不就学児について、教育委員会のほうで把握しているかどうか伺いたいと思います。

それから、３つ目ですが、65 ページになります。ここで、64 ページとまたがるのですが、この中でＰＴＡ活動の充実ですとかＰＴＡ活動の支援というのが、見え消しの形で消えております。文言が消されているわけですが、これはここが学校教育の範疇なので、その対象外ということで外したのではないかなと理解しているのですが、このＰＴＡに関する記述が削除されたままでよいのかどうか。それともこの充実、支援に関する考えというものは、こうした計画の中では表さないのかということを確認したいと思います。

それとＰＴＡに関連いたしまして、日本ＰＴＡ全国協議会、いわゆる日Ｐへの批判ですとか脱会に向けた動きが全国的に見られますが、久喜市ではどうなのか。もしご存じであればお聞かせいただきたいと思います。

それと、４番目に 67 ページ、教員の研修の記述のところになりますが、この令和９年度の目標数値が 40 回と、３年度の 23 回に比べて倍近い数字になっております。これは今年の７月から廃止になります教員免許更新制廃止後の教育研修を見据えたものなのかどうか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、５番目ですが、75 ページ、学校施設の大規模改修についてです。もう梅雨が明けまして、熱中症についていろいろ心配しているところですが、こういった熱中症対策ですとか、それから避難所としての機能があります体育館、こういったものへのエアコンの設置については、これはたびたび要望が出ていたかと思いますが、そうした考えはここに反映されないのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、78 ページになります。６番目ですが、学校給食の提供の中で、食物アレルギー対策として、今現在除去食を進めているかと思いますが、今後その除去食から代替食への移行を検討していると思いますが、その進捗状況について伺いたいと思います。

それと、この見える化の指標にあります久喜市産農産物の使用割合、これがなかなか高まらない状況にあるようです。令和２年度の 20.7％から、３年度 18.3％と逆に下がっています。こういった理由には、特別栽培へのこだわりがあるのかどうか。また、特別栽培と慣行栽培の割合は今現在どういうことになっているのか伺いたいと思います。

給食に関連しまして、今物価高が続いておりますけれども、今後の対応策はどのように考えているのか伺いたいと思います。

そして、もう一つなのですが、市長が公約に掲げております埼玉県一の学校給食というようにおっしゃっていますが、これについて担当課のほうではどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

それと、最後の７番目ですが、92 ページ、文化財に関連してなのですが、文化庁が推奨しております文化財保存活用地域計画というのがありますが、県内では令和３年度に

白岡市と秩父市が作成して文化庁から認定を受けているところです。久喜市ではこの計画の作成の考えはないのかどうか。また、ここには関連する計画はなしとありますが、それに代わる計画というものを何か考えていらっしゃるのかどうか、それらについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○**教育長（柿沼光夫）**　それでは、質問いただいた順から答えのほうをお願いいたします。最初に、62 ページのインクルーシブ教育の件について２点ご質問があったかと思いますが、これは指導課お願いします。

指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　インクルーシブ教育の充実ということで、本市において発達障がいの可能性が疑われる児童生徒の割合ということでございますが、こちらについては、現在正確な数値を持っていないところでございます。特別支援学級に在籍する児童生徒の中に発達障がいの診断のない児童生徒もおりますし、一方、通常学級に在籍する児童生徒の中に発達障がいの診断があり、教育活動指導員等の支援を受けている児童生徒もおるところでございます。

２つ目といたしまして、62 ページに記載がございます特別支援教育指導員についてご説明いたします。こちらは、会計年度任用職員で市全体に関わる者として２名採用しております。１人は、長く中学校の特別支援学級の担任をしていたり、特別支援教育のコーディネーターをしていた者です。もう一人は、県立の特別支援学校で、こちらも長く担任やコーディネーターしていた者でございます。この２名が分担いたしまして各校の特別支援学級の巡回指導を行ったり、あるいは就学児中心の面接相談や就学相談を行っているところでございます。

以上がインクルーシブ教育でございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）**　ちょっと古い数字ですが、2012 年に文科省のほうでこの調査をしたときが 6.5％という数字が出ておりますけれども、この数字がその前の調査と比べると倍近く増えているということなのですが、この 2012 年当時と比べて、感覚でもいいですが、それはどうなのでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）**　指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　はっきりしているものといたしまして、特別支援学級に在籍している児童生徒の数はもちろん把握しているところでございまして、小学校が 254 名、中学校が 91 名、計 345 名の児童生徒が在籍しているということで、この特別支援学級に在籍している児童生徒の数は増えているところでございます。また、各学級における特別な支援を必要とするお子さんについても、発達障がいのある、なしだけではなく、広くお尋ねして、教育活動指導員、支援員の配置などを検討しているところでございますが、こちらにつきましても数は増えているものと認識しております。

○**委員（渋谷克美）**　２つ目の特別支援学級での専門性のある教員の配置の関係なのですが、指導員の方がどういった方かというよりも、いわゆる特別支援学級に専門性のある先生が配置されているのか、いないのか、そこを確認したいのですが。

○**教育長（柿沼光夫）**　指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　失礼いたしました。そちらにつきましては、市内の特別支援学級の担任のうち、特別支援教育の免許を持っているというところで確認をしております。小学校 52 名の担任のうち 19 名、約 37%、中学校 35 名のうち７名、約 20%の者が免許を所有しております。この免許につきましては、学校に勤務しながら週休日等に研修を受け免許を取得できる制度がありますので、専門的な学びを兼ね免許を取得できるよう、校長会を通して働きかけてはいるものでございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　もちろん研修はやっていますから研修は受けていますけれども、特別支援学校の免許というのは別にあるのです。

○**委員（渋谷克美）**　分かりました。

○**教育長（柿沼光夫）**　それでは、２つ目、日本語指導の関係です。これは不就学の割合だから、学務課ですね。

学務課長。

○**学務課長（関口智彰）**　恐れ入ります。外国籍の不就学児童生徒の関係ということで、学務課のほうで所管しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

こちら、不就学の児童生徒につきましては、学務課のほうで毎年外国人の方の就学状況というのを調査をしているところでございます。令和４年度につきましては、今現在調査中ということで、大変恐縮ですが、去年、令和３年度の状況でお答えさせていただきたいと存じます。令和３年度につきましては不就学、いわゆる就学していない外国籍のお子様については１名おりました。ただ、この１名の方というのが、私どものほうで訪問調査をしたところ、母国の学校に在籍をしていてオンラインで学習しているという状況ということが判明しております。ですので、日本の学校には就学はしていないので、分類上は不就学とさせていただいておるのですが、実際にはそういった形で母国の学校で勉強しているという状況でございます。

なお、今年度は、この方が引き続き同じ状況というのは確認しておりまして、それ以外の方というのは今調査中なのですが、特に現時点では不就学の方というのは上がってきておりませんので、このままいけば去年と同じような状況になるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○**委員（渋谷克美）**　ちなみに、学年でいうと何学年ですか。

○**教育長（柿沼光夫）**　年齢ですか。

○**学務課長（関口智彰）**　不就学といいますか、母国でオンライン学習を受けているお子様ですが、去年の時点で中学２年生の方です。ですので、今年中学３年生の方ということに

なります。

○**教育長（柿沼光夫）**　続きまして、ＰＴＡ関係で２点あったかと思います。

指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　ＰＴＡに関する記載が削除されたということで、このことについて補足させていただきます。

最近は、学校を核とした地域づくりを目指して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が双方のパートナーとして連携、協働して行う様々な活動、地域学校協働活動が重視されてきているところでございます。

ＰＴＡの中には、保護者と教職員が入っていますが、ＰＴＡは学校を取り巻く一つの団体として重要な役目を果たしていると認識しています。そのＰＴＡも含め大きなネットワークの構築を目指しておりますことから、ＰＴＡ活動の充実を目指すということには変わりありませんが、学校を取り巻く環境を大きく捉えるようになったということで、ご理解いただければと思います。お願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）**　生涯学習課長。

○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）**　引き続き、ＰＴＡの関連でございます。生涯学習課におきましては、ＰＴＡ連合会、それから家庭教育学級等々を行う各ＰＴＡに補助金等を交付して、ＰＴＡ活動の支援を行っているところでございます。そういった中で今ＰＴＡ活動に対して、脱退であるとか批判といったことを聞かされているところでございますが、本市におきましてはそのような動きはないというふうに認識をしております。ただ、これも会長さんである、そういった方に伺っているだけですので、今後ＰＴＡの連合会のほうで会合等がございますので、そういったことがないかどうかというのを我々も注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　ＰＴＡについては、どこかに記載があるのですか。生涯学習関係ですか。

「絆を深め、地域社会と連携した教育を推進します」の中で、ＰＴＡを削除するというのは説明できないことではないのだけれども、ＰＴＡ本来の目的に活動意義があるのではないでしょうか。それはどこかに当てはめないといけないと思いますが。生涯学習の範疇とするのか、どこにするのかということですね。確認をお願いします。

○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）**　分かりました。

○**教育長（柿沼光夫）**　続きまして、67 ページの研修の充実、この研修の回数が倍近くなったことについてです。

指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　こちらにつきましては、こちらの資料を一旦提出させていただいた後になりますが、再検討させていただきました。結果といたしまして、回数を

指標にするのではなくて、題目を替えまして市教育委員会主催の研修に対する満足度、日々の業務に役立つ研修である等、肯定的な回答が得られた場合というところで、９年度の目標値を 90％ということに変えております。その背景といたしましては、最近の教育界を取り巻く環境の変化は激しいものがあり、例えば一昔前に教育系の大学時代、学生時代に学んだ専門知識がしばらくの間、役立つという時代ではなくなってきております。

また、キャリアに関係なく知識や技能等、学び続けなければならない時代に来ています。

一方、働き方改革も大きな視点となり、研修の回数の多い、少ないが指標となる時代ではなく、オンライン研修等も含め様々な学び方ができますので、量より質を問うべきという考えの下、指標の内容を変えたところでございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）**　教員免許更新制の廃止とはどうなのですか。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　こちらは教員免許更新の廃止を受けて、この回数を増やそうという発想ではなかったのですが、結果的に新しい学びに対応できるように研修は、教育委員会あるいは学校のほうでより充実したものにしなければならないと認識しております。

○**教育長（柿沼光夫）**　渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）**　教員免許更新制の廃止に伴って、やはり一部では指導力の低下をどう担保するのかという議論があったかと思うのですが、久喜市のほうではそういった、更新するための研修というのがあったと思うのですけれども、それがなくなるわけですね。それに替わるものは、何か担保するものがあるのでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）**　指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　教育委員会のほうでは様々な研修の層というのをつくっております。年次で必ずやらなくてはならないもの、それから興味、関心とか、その教員の専門性を高めるもの等、様々な体系の下に整理した形で研修の場を用意しているところでございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　よろしいですか。

○**委員（渋谷克美）**　最後に、その研修に関する、教員の研修の評価というのは誰が最終的にされるのですか。

○**教育長（柿沼光夫）**　指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　教員の満足度的な部分はアンケートで調査しますが、その教員にスキルとか、あるいは技能とか知識が身についたかどうかにつきましては、振り返りの部分であるとか、その点をこちらのほうでも、学校のほうでも把握するようにしまして、教員が力を持っているかどうか確認してまいりたいと思います。

○**教育長（柿沼光夫）**　最終的には校長になるかと思います。

○**委員（渋谷克美）**　分かりました。ありがとうございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　続きまして、学校施設、体育館のエアコンについてお願いします。

教育総務課長。

○**参事兼教育総務課長（榊原俊彦）**　５番、熱中症の対策ですとか避難所に指定される体育館のエアコンの設置等のお話かと思いますけれども、現在小・中学校の体育館につきましては、皆様ご存じのとおり授業で使われたりですとか部活動で使われております。そういった中で災害が起こりますと、避難所としても利用されることもございます。近年、だいぶ暑さが続いていますので、この暑さ対策として体育館に設置をする、こういったことについては有効であるというふうに考えております。

そういった中、具体的に今のところ体育館にエアコンを設置するという計画はないところでございますけれども、国とか県のそういった動向に注視をいたしまして、今情報収集などを行っているという状況でございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　続きまして、食物アレルギー関係、地産地消の関係です。

学校給食課長。

○**学校給食課長（小林喜則）**　初めに、除去食から代替食の進捗状況でございます。代替食につきましては、卵と牛乳を対象アレルゲンとして令和４年８月の２学期から提供する予定であり、現在準備を進めております。２学期の８月、９月の献立表というのはもう既に作成済みでございまして、この夏休みを活用して代替食の試食を行う予定でございまして、２学期から代替食というのを計画どおり提供できる予定となっています。

続きまして、地産地消の関係でございます。まず初めに、特別栽培農産物についてということがございました。学校給食センターにおける農産物の調達方針について、先に説明させていただきたいと思います。学校給食センターでは、地場産の特別栽培農産物を最優先に考えておりまして、次に久喜産の慣行栽培農産物、次に埼玉県産、国産というところを基本にしているところでございます。地産地消のところ、久喜産農産物の使用割合が高まらないというところで、確かに令和元年度は 22.3％ということで一番高く、令和２年度が 20.7、令和３年度が 18.3 ということで、今のところ減少傾向にあるようなところでございまして、この理由といたしましては、まず令和元年から２年にかけて落ちた理由は、令和２年度から新型コロナウイルスの影響で、４、５月が学校の臨時休業により給食を提供できなかったということがございまして、農業法人さん、特にその対応策として学校給食以外の販路というのを検討して、学校給食以外のほかの販売先に農産物が提供されました。新型コロナウイルスが収束しないので、この傾向が続いたということが大きな要因としてございます。そして、令和２年から令和３年についても減少しているのですが、この理由につきましては、給食センターから農産物の発注をかけました。発注をかけた後に天候不順によって野菜が予定どおり生育しなかったということで、年間で約 6.7 トンの納品のキャンセルがございました。これも大きな要因でございます。ここはコロナウイルスの影響によって、令和３年度の分散登校とか学級閉鎖があったこと、これらも大きな要因と考えております。

また、久喜産農産物の特別栽培農産物と慣行栽培の割合についてでございますが、令和３年の実績で申し上げますと、久喜産農産物の使用量が４万 5,853 キログラム、このうち

特別栽培農産物が２万 2,051 キログラムであり、割合にいたしますと 48.1％という状況でございます。

続きまして、３点目の物価高による今後の対応というところでございますが、物価高騰の影響によりまして食材価格というのが確かに上昇しております。現時点においては献立を工夫することにより栄養価や給食の量というものも保ちながら、これまでどおり提供している状況です。今後も食材確保の状況というのが続いた場合、現在の学校給食費で賄うことが厳しい状況になると考えています。このようなことから今後の物価動向を注視し、保護者の皆様の負担は増やすことがないよう、現在国の交付金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等々ございまして、この活用というのを検討しているところでございます。

最後に、４点目の埼玉県一おいしい学校給食について担当課はどう考えるかというところでございますが、この埼玉県一おいしい学校給食というのを実現するためには、徹底した衛生管理の下に栄養バランスに優れた安全、安心な学校給食というのを安定的に提供していくことが大切と考えております。そして、豊富な献立や積極的な手づくり調理など、多くの児童生徒が学校給食をおいしいと感じてもらうことが大切と考えております。そして、食育の充実を図ることと、あと学校給食センターの重点取組である地産地消の推進、食物アレルギー対応食を提供すること、こういったものを一つ一つ着実に取り組んでいくことによって、埼玉県一おいしい学校給食というような実現というのを考えているところでございます。

○教育長（柿沼光夫）　よろしいですか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美）　今後のことですが、久喜産農産物の割合なのですが、この計画にあります、令和９年度、30％というふうにありますが、前回の２期の計画を見ても、あるいは今回のこの様子を見ても、この数字はかなり厳しい数字ではないかなと思うのですが、これについて、この 30％という数字の根拠的なものがあればお示しいただきたいのと、もう一点の埼玉県一の給食とした場合、コンクールがあると思うんですが、そういったものにも積極的に出していくという考え方はないのかどうか、その２点お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫）　学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則）　初めに、地産地消の関係でございます。目標値に対する考え方でございます。まず、地元産農産物を使用する給食センター側なのですけれども、リキッドフリーザーというものを給食センターのほうで用意しておりまして、それはどういうものという話なのですけれども、例えば夏休み期間中にふだん受け入れることができない、ちょっと大きな物とかふぞろいの物というのを受け入れさせていただいて、それを例えばタマネギであればいためタマネギにして冷やして冷凍保存させていただいて、次の学期にオニオンスープですとかカレーの食材として使用することで増えていくものと

考えています。

あと、もう一つ、出し手側のほうなのですけども、農業法人のほうで、コロナの影響もあって、さきほど、別な販路というふうな話もさせていただきました。その農業法人のほうで50トンの保冷庫というものを用意して、多くの野菜を提供できる体制というのを整えております。農業法人さんのほうでは、例えば農業法人のほうがストックしている間、地元の生産者の方に優先的に出していただいて、その後に自分たちのほうのを出せば継続的に使えますよねという話もいただいています。それが増えている根拠となっているところでございます。

そして、埼玉県一おいしいということで、先ほどコンクールということがありました。まず、学校給食会が開催する学校給食調理コンクールというものがあるのですけれども、これは毎年出場させていただいていまして、今年度も既にエントリーのほうをさせていただいています。過去には埼玉県教育委員会教育長賞という名誉ある賞をいただいたこともございまして、あとは全国学校給食甲子園というものがありまして、そういうものにもチャレンジしていきながら、栄養士と調理員の技術向上と、あと意識高揚というものを図っていきたいと考えているところでございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　最後に、文化財保護課になりますが、活用地域計画についてお願いします。

文化財保護課長。

○**文化財保護課長（堀内謙一）**　文化庁推奨の文化財保存活用地域計画は、各市町村が取り組んでいる目標や取組の具体的な内容を記載した当該市町村における文化財の保存、活用に関する基本的なアクションプランでございます。この計画に従いまして計画的に取組を進めていくことで、文化財保護行政特有の継続性、一貫性のある保存、活用が一層推進され、また地域住民の理解、協力を得ることにより、地域社会懇話会による、より充実した文化財の保存、活用を図っていくことが可能となるわけでございます。

また、文化庁からは、この計画に従って、継続性、一貫性のある文化財の保存、活用を推進していくためには、人材面、財政面を含めて当該市町村が一体となって推進していくという一定の担保を得られるという記載があるわけでございます。したがって、文化庁に認定されますと日本遺産や文化庁行政に係る各種補助金を、文化財保存活用地域計画を作成している市町村が、募集の対象、あるいは優先的に募集の対象になることが少なくないわけでございます。

委員さんのご指摘のとおり、埼玉県内では令和３年度に秩父市と白岡市が認定を受けております。現在も７つの自治体が前向きに検討しているところでございます。久喜市では、第２期久喜市教育振興基本計画、現在の教育振興基本計画及び久喜市総合振興計画、この２つの計画の中に文化財保存活用地域計画の前身に当たります歴史文化基本構想策定の検討を掲げていたところでございます。

また、令和３年２月議会の一般質問におきまして、新井兼議員から文化財保存活用地域

計画についての質問が出され、教育部長のほうから人材面、財政面、服務面の非常に大きな課題がございますが、地域社会が懇話会となって文化財の保存、活用を図っていくための文化財保存活用地域計画の策定は、現在本市の文化財保護行政が抱えている諸課題の解決に資するものと考えております。今後は先進自治体の具体的な諸政策を参考にして、文化財保存活用地域計画の策定について検討を進めてまいりたいと考えておりますと答弁しております。

そのような中、コロナ禍における社会の大きな変化の中で、現在指定、未指定にかかわらず、指定文化財、未指定の文化財にかかわらず実地調査、現場関係の調査がなかなか難しい、あるいは職員だけによる小規模な調査しかできないという状況が続いているわけでございます。文化財保存活用地域計画は地域住民の理解と協力が欠かせないことから、地域社会懇話会で文化財保存活用地域計画を策定する必要があり、そのためにはもうしばらく時間が必要になるものと考えているところであります。しかしながら、第３期久喜市教育振興基本計画では、第２期久喜市教育振興基本計画の構成と同じような構成にしたため、文化財保存活用地域計画を言葉こそなくなったものの、同計画の必要性は文化財保護課として強く認識しているところでございます。

最後のご質問のありました計画に代わるものということで、計画としてはこの文化財保存活用地域計画をイメージしているわけでございますが、もう一つ、今第２期久喜市教育振興基本計画の中には、市史編さん事業の実施を一つの課題として挙げているところでございます。市史編さん事業の実施につきましても、現在本市の文化財保護行政が抱えている諸課題の解決に資する事柄というふうに考えているところでございます。

○教育長（柿沼光夫）　生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修）　お時間いただきまして、ありがとうございました。

最後に、先ほど質問で保留にさせていただいたＰＴＡの関連でございます。ＰＴＡの文言でございますが、20 ページの主な成果、それから人権教育の関係で記載がまだ残ってございます。64 ページにも各小・中学校のＰＴＡや学校応援団ということで、現状の中に含まれてございます。そういったことから、これはまだ協議させていただきたいところなのですが、先ほど申し上げたとおり、ＰＴＡのほうに関しましては、生涯学習課として支援を継続して実施させていただいておりますので、教育長のほうからもお言葉ございましたので、65 ページ、地域の学校協働活動の充実という中に、もともとＰＴＡ活動を支援しと、（３）にこちらのほうがございました。こちらのほうを残す方法で協議ができないかというのを指導課と調整をさせていただいて、実際支援しているのは間違いございませんので、ほかの部分については、家庭、地域、学校という形で同じ文言を繰り返すような形で調整はしているものですから、ＰＴＡという文言が外れているところが多いのですが、この部分については実際ＰＴＡのみなさまに、放課後子ども教室ですか、そういったものに実際に携わっていただいているということで、残す方向で調整をかけていきたいというふうに思っております。ご了承願います。

○**教育長（柿沼光夫）**　では、ほかにございますか。

小野田委員。

○**委員（小野田真弓）**　１つが公民館のところですね、24 ページ、こちらは今日の議題とかにもあるかなと思いますが、コミュニティセンター化とかになったときには、ここは変わっていくんでしょうかということと、もう一つあります。

46 ページ、質の高い幼児教育を行いますということで、課題として幼稚園のインターネット環境を整備する必要がありますというところまではわかるのですが、整備する必要がありますに対して、その主な取組とかに何もないのはなぜでしょうかというところの２点です。

○**教育長（柿沼光夫）**　それでは、中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　中央公民館でございます。公民館活動の部分でコミセン化後の公民館事業についてのご質問でございます。こちらにつきましては、この後に出てきます協議事項でご説明させていただくのですが、公民館がコミュニティセンターになった後も、教育部で公民館事業と同じもの、いわゆる社会教育事業、こちらを行ってまいりますので、そちらについてはこの計画のとおり行っていくというような方針でございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　そうすると、公民館活動というのは、コミセン化になっても公民館活動になるのでしょうか。

中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　こちらにつきましては、今の現状部分をお諮りさせていただいている部分もあるのですけれども、現状では公民館という表現になります。それが公民館活動という言葉をそのまま使うほうが分かりやすい部分もあるかもしれませんけれども、大きく言えば社会教育活動という形になるか、あるいは生涯学習を行っていくのもあるかと思うのですけれども、現状では公民館活動という形という方向で考えております。

○**教育長（柿沼光夫）**　公民館事業は残るわけですね。

学務課長。

○**学務課長（関口智彰）**　46 ページの課題のところで取り上げている幼稚園のインターネット環境のご質問でございます。実はこちらの質の高い幼児教育につきましては、49 ページまで続いているのですが、その中の 48 ページの大きい４番、小学校との連携の推進の中で、ちょっと分かりにくいのですが、（３）でインターネット環境の整備を進めることなどにより、幼稚園と小学校との様々な交流手段の確保を図りますという形で、今後幼稚園を含めてインターネット環境の整備を進めていきたいというところをここで位置づけさせていただいたという形でございます。実は、教育振興基本計画の策定委員会でも同じようなご指摘をいただきまして、ここに記載をさせていただいたという経緯がございますので、ご理解いただければと存じます。

○**教育長（柿沼光夫）**　ほかにございますか。

諸橋委員。

○**教育長職務代理者（諸橋美津子）**　54 ページにあります英語検定についてなのですけれども、３級以上の英語力を有する生徒の割合、当初の目標は７割だったような気がするのですが、今回は 80％とさらに上がったのですけれども、現状値としてなかなか目標に達していないのはなぜなのかということは何かありますか。

○**教育長（柿沼光夫）**　指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　こちらの英語検定につきましては、中３の生徒に一人１回受検料を補助する制度がございます。また、中学校のほうでは自分の学校を会場として受検ができる体制は整えているところでございますので、少しずつ上がっていくものと考えられますし、声をかけたりしているところでございます。生徒自身のやる気というか、受けたいという気持ちを喚起することが一番大事なのかなというふうに思っているところでございます。引き続き、各学校に声をかけて指導し、英語力が伸びるように努めてまいりたいと思います。

○**教育長（柿沼光夫）**　学校が受検会場になっていないようなところがかなりあるようですけれども、本年度から全中学校を会場化しましたので、これでどれぐらい伸びるかというところです。

○**教育長職務代理者（諸橋美津子）**　分かりました。

あと、検定に関連してなのですけれども、英語検定というのは大事だと思うのですが、例えば数学検定については、今後こういったものも取り組む予定ではないでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）**　指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）**　教育委員会として特別に働きかけているということはないのですけれども、市内の中学校区では、この英語検定のほかに算数・数学検定、漢字検定も併せて取り組んでいるところが多うございますので、英語だけに限らず、そのお子さんの得意なものをより伸ばしていけるような環境を与えるというところで推進していくように努めてまいりたいと思います。

○**教育長（柿沼光夫）**　諸橋委員。

○**教育長職務代理者（諸橋美津子）**　以前に高校の先生とお話ししたときに、数学の中学校のレベルをできればもう少し上げてほしいというようなお話を聞いたことがありましたので、そういったところにも力を入れていったほうがいいのかなと思ったものですから伺いました。

○**教育長（柿沼光夫）**　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）**　それでは、ご質問なしということでありますので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第４、協議事項でございます。

◎協議事項　ア

○**教育長（柿沼光夫）**　それでは、ア、公民館のコミュニティセンター化についての協議内容につきまして、中央公民館長よりご説明いたします。

中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　中央公民館でございます。協議事項アの公民館のコミュニティセンター化につきまして、協議をお願いするものでございます。

お手元の資料１ページをお開きいただきたいと存じます。まず、現在の公民館の状況といたしまして、公民館は社会教育法に基づき設置している社会教育施設でございます。現在の久喜市には、合併前の旧久喜市の区域の中に中央、東、青葉、西、南の５つの公民館、それから旧菖蒲町の区域に森下、旧栗橋町の区域に栗橋、旧鷲宮町の区域に鷲宮、旧町の区域にはそれぞれ１館ずつ設置されており、合計８つの公民館が置かれている状況でございます。なお、このうち南公民館と青葉公民館の２つの公民館は、職員が常駐していない、いわゆる無人の公民館でございます。

これらの各公民館では、社会教育施設としてのいわゆる部屋の貸出し、施設の貸出しですね、それから公民館が主催して講座などを実施いたします公民館事業の大きく分けて２つの事業を行っているところでございます。このうち、いわゆる貸部屋事業につきましては、社会教育法に基づく施設であるため、個人への部屋の貸出しについては行っておりません。貸出しの対象といたしましては、サークルなどの団体への使用に対して貸出しをしている状況でございます。

こういった状況で、１ページの１番のところに掲げさせていただいているとおり、類似する施設としての文化会館や各コミュニティセンターなどは個人への部屋の貸出しも行っておりまして、公民館においても放課後の学習の場や部活動など、学生の方からは個人練習などで公民館を利用したいなどの要望も複数いただいている状況がございました。このようなことから要件２から４番までの中に掲げてございますとおり、公民館も市の公共施設の一つであり、他の公共施設と同様に個人でも利用できるよう要件を緩和し、市民にとってより便利に、かつ、誰もが有効に施設を利用できるようにするため、コミュニティセンターとするような方法をさせていただいたところでございます。

なお、公民館がコミュニティセンターになった後も、これまで公民館を利用していた団体は、これまでどおり利用できること、また公民館でこれまで実施してきた公民館事業は、引き続き教育部で行っていくことについては、これまでと変わりはございません。

５番に掲げております、これからのスケジュールでございますが、今年の９月以降、教育委員会において市長部局からの意見聴取、それから公民館条例等の例規の改正、これらを整理するための議案上程等を行いまして、ご審議をいただく予定でございます。このコミュニティセンター化につきましての施行する期日につきましては、令和５年４月１日、来年の４月１日からとするものでございます。

簡単ではございますが、協議事項につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）**　ただいまの協議内容につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

山中委員。

○**委員（山中大吾）**　まず、根本的なところから聞いていいですか。このコミュニティセンター化について協議ということで案件が上がってきているのですけれども、まずどのところを我々に協議してほしいのかなというのが明確じゃなくて、この資料だけ渡されても正直分からないところがあって、もらって読んだのですけれども、逆にこのコミュニティセンター化について反対意見とかがかなり出ているのかどうかというのがもしあればお教え願えればと思います。

○**教育長（柿沼光夫）**　中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　公民館のコミュニティセンター化につきましては、いわゆる今の社会教育法に基づく公民館という位置づけになります。いわゆる教育施設です。この教育施設を、今度は条例を廃止しまして、教育の施設から市の中の組織でいうと市民部です、コミュニティセンターと所管が変わりますので、まず社会教育法に基づく教育施設という形ではなくなっていくということが１つ。そのことに関しまして、やはりご意見を頂戴する中には、これまでの久喜市議会での一般質問や、委員会などでも社会教育施設という、いわゆるバックボーン、制度の位置づけをなくすということが社会教育の衰退につながっていくのではないかとか、そういったほかの施設との区別ができているものをなぜわざわざ教育のところから移すのかというようなご意見をいただいている状況でございます。

そのような中でこちらの教育委員会に協議事項としてお願いしている内容につきましては、そういった部分を実際に、教育の所管のところから変わっていくものに対して、教育としてどのような考え方を、今後、所管替えをしていくに当たりましても、ご意見という形でこちらのほうでも頂戴いたしまして、それを今後の市の中の組織や人事や、それからこれからの事業の在り方、施設運営の在り方などを協議の中に加えていくというところを今回協議としてお願いするようなことでございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　山中委員。

○**委員（山中大吾）**　ありがとうございます。基本的にはコミュニティセンター化についてはいいと思います。私、個人的にはすごく大賛成で、将来的には民営化を図っていきたいという狙いもあるのかどうか。外部委託ですね。民営委託していくのかどうかというのも今後考えていくのかどうか、お聞かせ願えればなと思うのですけれども。

○**教育長（柿沼光夫）**　中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　公民館がコミュニティセンターになった後の施設の運営の仕方なのですけれども、こちらについては確かにほかの類似施設、いわゆる市民文化系

というところのカテゴリーでいきますと文化会館ですね、それからコミュニティセンターというのが鷲宮地区にもございますけれども、久喜市の職員ではなくて指定管理者などに、それから外部への委託、施設運営している、そういったものと公民館を同じものにしていくのかというところにつきましては、またそのコミュニティセンター後の事になっていくということではあるとは思いますけれども、まず公民館という運営につきましては、やはり地域に根差した、単なる貸館ではない部分での行政サービスというものがかなり係わっている部分がございますので、やはりそういったものも含んだものを考えながら、施設だけの運営に割り切っていいのかというところも考えていかなければならないというふうには考えているところでございます。

ただ、今の段階でそれをどうするというところまでは、まだそこまで明確には決まっていないところですけれども、まずはコミュニティセンターにするという中で、それと同時に民間委託、指定管理者ですね、そういったものの検討も、いきなり変わるのかと言われると、そこまでのところまではまだ話としては、段階としては至っていないというところです。

○**教育長（柿沼光夫）**　山中委員。

○**委員（山中大吾）**　今のところは公民館からコミュニティセンターに取りあえず変えるというところの今協議段階という形でよろしいわけですね、そこはコミセン化して、その後に考えていくというところだと思います。

○**教育長（柿沼光夫）**　これが協議になっているのは、コミセン化する際には条例改正が必要になりますので、その時には市長から教育委員会に公民館条例の廃止などについての意見を求められることになります。その前に、教育委員会に関連することですので、皆さん方のご意思、ご意見をお聞きしたく、この件について協議をお願いしているということですので、何なりと疑問点等がありましたらお話しいただいて結構でございます。

諸橋委員。

○**教育長職務代理者（諸橋美津子）**　これはそうすると利用の幅が広がると考えられると思うのですけれども、先ほど職員が無人の公民館があるというお話で、そうなるとそういった公民館、そういった地区はどうなるのですか。

○**教育長（柿沼光夫）**　中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　南、青葉の無人の公民館についてでございます。まず、南公民館につきましては、農村センターという位置づけになっておりますので、貸館、いわゆる部屋貸し業務につきましては、農村センターとしての貸出しをしているということでございます。

青葉公民館につきましては、ここは無人の公民館でございますので、部屋の鍵を近くにお住まいの方に委託をして、鍵を預かってもらいまして、その方に予約に応じた団体の方に鍵を貸し出ししてもらっているというような形で、職員のほうが出向いて開けるという形ではないのですけれども、そういったことで部屋の貸出しは行っております。

それから、事業につきましては、青葉公民館につきましては、東公民館の職員がそこに出向いていって会場設定をして事業を行ったりしています。南公民館につきましては、中央公民館の職員が南公民館に出向いていって、そこの部屋で講座を開設したりとかということで出向いている状況でございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　よろしいですか。

諸橋委員。

○**教育長職務代理者（諸橋美津子）**　今、要望があるというお話だったのですけども、その要望数とか、そういったデータとか取られていたのですか。

○**教育長（柿沼光夫）**　中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　正確なデータというのは、集計ということではないところなのですけれども、ただご利用されているときに、やはり学校の帰りとかに部屋を使いたいというふうな申出であるとか、定期的にいらっしゃる、そのときにまず団体の登録という要件がございましてという説明をさせていただく中で、すぐには使えないということで、例えば勉強したいということであれば、部屋は使えませんが、ロビーのところの机を使って勉強をしてもらったりしてございますので、そういったことがやはり窓口に出ますと、定期的に来たりしております。そういった中ではそういう学校の帰りとか習い事の帰りとかに部屋を使いたいというニーズを把握しておりますので、やはりそういったものが年々増えてくれば、やはりそういったものについての施設の形態も考えなくてはいけないということで、こういったものを検討していただくところの一つになっているものでございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　諸橋委員。

○**教育長職務代理者（諸橋美津子）**　個人利用ができるようになると、利用料というのは据え置きなのか、上がってくるのでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）**　中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　個人の利用ができるようになってくれば、当然今まで利用できなかった方ができるようになりますので、利用の幅が広がってくるとは考えられます。それと、今まで公民館をそこで使っていた団体の方というのは、今までと変わらない活動を恐らくしていくと思いますので、そういった中では団体が活動をやめない限り、そこに施設があって、そこで定期的に活動している方につきましては、やはり同じように利用の幅が広がっていくのがプラスされるというようなことをこちらとしては考えています。また、料金のほうもそういったところで、今のところはそういった特に変更をするとか、そういうものでもございません。また、そういった中では今後、利用の機会を捉えて、利用率というのを伸ばしていくだろうというふうに考えております。

○**教育長（柿沼光夫）**　ほかにございますか。

小野田委員。

○**委員（小野田真弓）**　すみません。私もコミュニティセンターと公民館と、その違いとい

うのがあまりよく分かっていなかったのですけど、公民館には公民館運営委員っていらっしゃいますね、今回も入っていましたけど、その公民館運営委員の方とかは今後どうなるのかということも、公民館運営委員をやっている方が、この話というのは今まであったのかという感じで聞いてきたので、いや、今回初めてだということを話したら、何か急にこういう話になって運営委員とかもどういうふうになるのか、すごく心配だみたいなこともちょっと聞かれたので、そこのお話をお願いします。

○**教育長（柿沼光夫）**　中央公民館長。

○**参事兼中央公民館長（須田諭）**　公民館運営委員に関してのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、公民館運営委員は、今無人の公民館も含めまして市内８館の公民館全てに移植していまして、定員が各 10 名でございます。その 10 名の方、10 名にまだ満たないところもございますが、今日の教育長報告であったような形で補充をしているところございます。定員 10 名の中で、公民館の事業、市民体育祭とか、ほかの作品展、それぞれの事業をその 10 名の方のうち、何名かに出ていただくこともありますし、市民体育祭のように 10 名全員が出る事業もございますが、そういったときに事業を行っていくに当たりましての運営を行っていただく委員さんでございますので、コミセン化になった後も教育で公民館事業を引き続き行っていきますので、それぞれの館にいらっしゃる運営委員さんにつきましては、そのまま事業を継続して教育で行っていくことに伴って、またお願いをして一緒に事業のほうを行っていくというような予定でございます。

○**教育長（柿沼光夫）**　継続するということですね。

ほかにないですか。

○**委員（渋谷克美）**　基本的にはよろしいのではないかなと思います。賛成の立場です。そうした上でなのですが、今公民館の担当者の方は施設の維持管理に相当苦労されているのではないかと思います。そうした業務から解放されるということで、今後は公民館事業の運営に専念できるという、そういう考え方もあるのではないかと思うのです。そうした上で今行っている事業の質、量、そういったものをぜひ維持していただきたい、高めていただきたいと思います。要望という形でございまして、以上です。

○**教育長（柿沼光夫）**　要望ということですので、よろしくお願いします。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）**　大変熱心にご協議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容を踏まえまして、今後さらに検討を進めてまいりたいというように思います。

以上で協議事項を終了いたします。

◎その他

○**教育長（柿沼光夫）**　日程第５、その他、次回の定例会についてでございます。

開催日の案について事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○**参事兼教育総務課長（榊原俊彦）**　次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、令和４年７月 22 日金曜日、午後１時 30 分から、会場は鷲宮総合支所３階、庁議室１・２で開催することをご提案申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）**　ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）**　それでは、次回の定例会は７月 22 日金曜日、時間は午後１時 30 分から、会場は鷲宮総合支所３階、ここの庁議室１・２とさせていただきます。詳細は追って事務局からお知らせいたします。

午後　２時４５分

◎閉議、閉会

○**教育長（柿沼光夫）**　これをもちまして久喜市教育委員会令和４年６月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和４年７月２２日

教育長　　柿　沼　光　夫

委　員　　諸　橋　美津子

委　員　　山　中　大　吾